

## 健康的な食事サポート環境整備事業業務委託仕様書

### 1 目的及び概要

脳卒中、心臓病その他の循環器病(以下「循環器病」という。)は、主要な死亡原因であるとともに、介護が必要となる主な原因のひとつであり、県民の生命や健康、社会生活に重大な影響を及ぼす疾患となっている。また、本県は、脳卒中死亡率全国ワースト1が続いており、その対策が急務となっている。

本県では、脳卒中の最大の危険因子である高血圧を予防するため、主食・主菜・副菜を揃え、かつ減塩に配慮した「健康的な食事」を実践できるよう、知識や技術の普及啓発活動を進めているが、個人の努力には限界がある。

そこで、自然に健康的な食事の実践ができるよう、近年需要が高まっている弁当や総菜、加工食品等を健康に配慮した内容として販売し、分析・評価を行うことで、健康的な商品開発及び販売の定着を図るとともに、産学官が連携し県内に広く展開するためのノウハウを確立させることを目的として実施する。

### 2 実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

### 3 業務内容

受託者は、地域栄養ケアステーション機能を有する岩手県内の事業所とし、栄養及び食品衛生に関するきめ細やかでかつ適切な相談や指導に対応できる職員として、必ず複数の管理栄養士を確保し、以下(1)～(6)について実施すること。

なお、受託者は、以下(2)～(6)の実施に協力できる営業許可を有する事業者(以下「協力事業者」という。)を選定して実施すること。

(1) 健康的な弁当・総菜・加工食品等(以下「健康的な食事」)の製造・販売に関する調整

「健康的な食事」の製造・販売に関し、以下ア～カについて各種調整を実施すること。

ア 「健康的な食事」の品目及び栄養成分値等の調整

イ 販売期間、取組店舗、販売価格の調整

ウ 健康的な商品レシピ作成及び試作

エ 販売促進活動に関する調整

オ モニター調査の実施に関する調整

カ その他、「健康的な食事」の製造・販売に関して必要となる事項の調整

(2) 「健康的な食事」販売支援

上記(1)ア～ウに基づき、「健康的な食事」の製造及び販売支援を行うこと。

(3) 「健康的な食事」の栄養成分値の確認

「健康的な食事」の栄養成分値が一定に保たれているか、計算値の他、成分分析を行うこととする。また、食品表示法で定める栄養成分表示ガイドラインに沿って、適切な表示がされるよう協力事業者への支援を行うこと。

(4) 販売促進及び食生活改善のための普及啓発活動等の実施

上記(1)エに基づき、「健康的な食事」の販売促進の他、健康的な食生活に取り組むための住民向け普及啓発活動並びに産学官連携に向けた連絡会議等を1回以上行うこと。

また、健康的な商品開発及び販売の定着を図るため、消費者等に意識調査を実施すること。調査票については、健康国保課と調整のうえ、作成すること。

県民の食生活改善に資する啓発媒体作成に必要なデータ及び啓発用素材は、必要に応じて健康国保課が提供する。なお、啓発媒体を印刷する場合は、健康国保課にその内容について事前に確認承諾を得ること。

(5) モニター調査の実施

上記(1)オに基づき、「健康的な食事」の利用者に対してモニター調査の実施及び調査票の回収、集計を行うこと。

なお、調査票については、健康国保課と調整のうえ、作成すること。

(6) 事業効果の検証

販売期間における「健康的な食事」の販売実績の集計、協力事業者へのヒアリング、(5)のモニター調査による利用者の意識調査等により、事業の効果を総合的に検証すること。

#### 4 その他

(1) 受託業務の推進上必要となる経費は、委託契約金額に含まれる事務経費から支出すること。

(2) 受託者は、受託業務の推進上必要とする資料の収集に当たり、関係機関等の協力を得る必要がある場合には、予めその趣旨を委託者に連絡した上でこれを行わなければならない

(3) 成果品の著作権は、岩手県に属するものとする。

(4) 上記に定めたもののほか、本委託業務を円滑に実施するため必要な業務は双方で協議の上実施すること。

#### 5 事業完了報告

この事業完了後、令和9年3月31日までに事業完了報告書を作成し、提出すること。

#### 6 事業実施に当たっての留意事項

個人情報の取扱いに関しては、下記のとおり安全管理の措置を講じること。

(1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

(2) 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

(3) 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

- (4) 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- (5) 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- (6) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。